

さよかわ

議会だより



村の木 イロハモミジ

第202号

令和6年12月1日



清川村議会HP



清川村マスコットキャラクター
「きよりゅん」

令和5年度会計の決算を認定

(5~9)

9月定例会

- 議案審議の結果 (2~3)
- 令和5年度一般会計及び特別会計決算認定、条例改正、補正予算 (3~9)
- 一般質問 (10~13)
- 副議長等の当選及び常任委員の所属変更の決定ほか (14)

9 月 定 例 会

9月5日から18日までの14日間を会期として開かれました。

9月定例会では、一般質問、令和5年度一般会計及び特別会計を決算を認定、条例改正及び令和6年度補正予算を審議し可決しました。

議案審議の結果

提出	議決日	件 名	審議結果	小林大介	落合美和	細野賢一	笹原和織	藤田義友	城所英樹	山本雅彦
村長	9月18日	令和5年度清川村一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	欠	○	○	○	○	欠
		令和5年度清川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	欠	○	○	○	○	欠
		令和5年度清川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	欠	○	○	○	○	欠
		令和5年度清川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	欠	○	○	○	○	欠
		令和5年度清川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	欠	○	○	○	○	欠
	令和5年度清川村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	欠	○	○	○	○	欠	
	9月11日	清川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	欠

提出	議決日	件名	審議結果	小林大介	落合美和	細野賢一	笹原和織	藤田義友	城所英樹	山本雅彦
村長	9月11日	令和6年度清川村一般会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	欠
		令和6年度清川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	欠
		令和6年度清川村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	欠
		令和6年度清川村簡易水道事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	欠
		令和6年度清川村公共下水道事業会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	欠
議員		清川村議会会議規則の一部を改正する規則について	可決	●	○	○	○	○	○	欠

※細野洋一議長は、採決に加わりません。 ○は賛成 ●は反対、「欠」は欠席を表します。

条例改正

清川村国民健康保険 条例の一部を改正

国民健康保険法の一部が改正され、被保険者証が廃止されることや急患などの被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予について、同様の措置を講じるため、所要の改正をします。

全員賛成で可決

(議員提出議案) 清川 村議会会議規則の一部 を改正する規則

清川村議会会議規則第13条第1項の議案の提出について、賛成者人数の規定がないことから賛成者数を2人以上と規定するため、所要の改正をします。

賛成多数で可決

令和6年度補正予算

一般会計

既定予算額に2555万6千円を増額し、総額を26億5850万3千円としました。

主な補正の内容は、歳出では、人事異動などに伴う人件費、茶業の担い手の確保に向けた地域おこし協力隊の活動に関する経費、野生動物からの農作物被害防止のための防護柵などの設置に対する補助金及び捕獲用物品の購入経費、村道三浦線の拡幅改良工事に係る建物などの補償の鑑定費用、村道大六天線の一部区間の補償工事の費用、住宅取得奨励金など、各事務事業の執行に伴い一部不足などが見込まれる経費や緊急を要する経費、自然災害などへの対応を見据えた予備費の補正をします。

また、歳入では、固定資産税などの村税の増額に加え、地方交付税の普通交付税は、子ども・子育て費の創設などに伴う増額や、特別交付税は地域おこし協力隊の活動経費の増額、前年度の繰越額の確定に伴う繰越金の増額及び臨時財政対策債の借入限度額の決定に伴う村債の増額のほか、収支の均衡を図るため基金からの繰入金の減額補正をします。

全員賛成で可決



令和6年度補正予算

国民健康保険事業

既定の歳入歳出予算総額から335万9千円を減額し、補正後の予算総額を3億7098万2千円とするものです。

補正の主な内容は、歳出では、人事異動などに伴う人件費、被保険者への加入情報通知に係る事務費、出産・育児一時金の補正をするものです。

また、歳入では、県支出金、特別調整交付金、出産・育児一時金繰入金、財政調整基金繰入金及び社会保障税番号制度システム整備費補助金の増額、職員給与費等繰入金及び繰越金の補正をするものです。

全員賛成で可決

介護保険事業

既定の歳入歳出予算総額に348万6千円を追加し、補正後の予算総額を3億5441万5千円とするものです。

補正の主な内容は、歳出では、人事異動などに伴う人件費、高額医療合算介護サービス費、在宅医療・介護連携推進事業費の増額及び前年度介護給付費国庫負担金などの確定に伴う返納金の補正をするものです。

また、歳入では、高額医療合算介護サービス費及び在宅医療・介護連携推進事業費の増額に伴う国庫支出金及び県支出金の増額、高額医療合算介護サービス費の増額及び前年度介護給付費国庫負担金などの確定に伴う支

簡易水道事業

収入は既決予定額に17万4千円を増額し、補正後額を2億246万1千円に、支出は既決予定額に17万4千円を増額し、補正後額を1億927万4千円とするものです。

払基金交付金の増額補正と高額医療合算介護サービス費、在宅医療・介護連携推進事業費の増額に伴う基金繰入金の増額補正並びに国庫等返納金にかかる財源として、基金繰入金及び繰越金を充当するための増額補正をするものです。

全員賛成で可決



公共下水道事業

収入は既決予定額に71万1千円を減額し、補正後額を3億7729万3千円に、支出は既決予定額に71万1千円を減額し、補正後額を3億7080万6千円とするものです。

補正の主な内容は、人件費の補正で収益的収入及び支出の増額補正、議会の議決が必要な流用経費の増額補正及び他会計からの補助金の増額補正をするものです。

また、特例的収入及び支出の補正は、当初予算編成時に見込んだ未収金未払金が確定したことに伴い、補正をするものです。

全員賛成で可決

収入は既決予定額に71万1千円を減額し、補正後額を3億7080万6千円とするものです。

補正の主な内容は、人件費の補正で収益的収入及び支出の減額補正、議会の議決が必要な流用経費の減額補正及び他会計からの補助金の減額補正をするものです。

また、特例的収入及び支出の補正は、当該予算編成時に見込んだ未収金未払金が確定したことに伴い、補正をするものです。

全員賛成で可決





全員賛成で認定

令和5年度一般会計及び5事業特別会計決算の認定は、地方自治法の規定により監査委員の意見が付され、審議するものです。
議会では当該年度の決算審議に当たり、「第3次清川村総合計画」に基づく事業などが適正に執行されているかを審議し、各会計の決算を認定しました（決算の主な質疑は7～9ページ参照）。

令和5年度決算

会計別決算額の状況

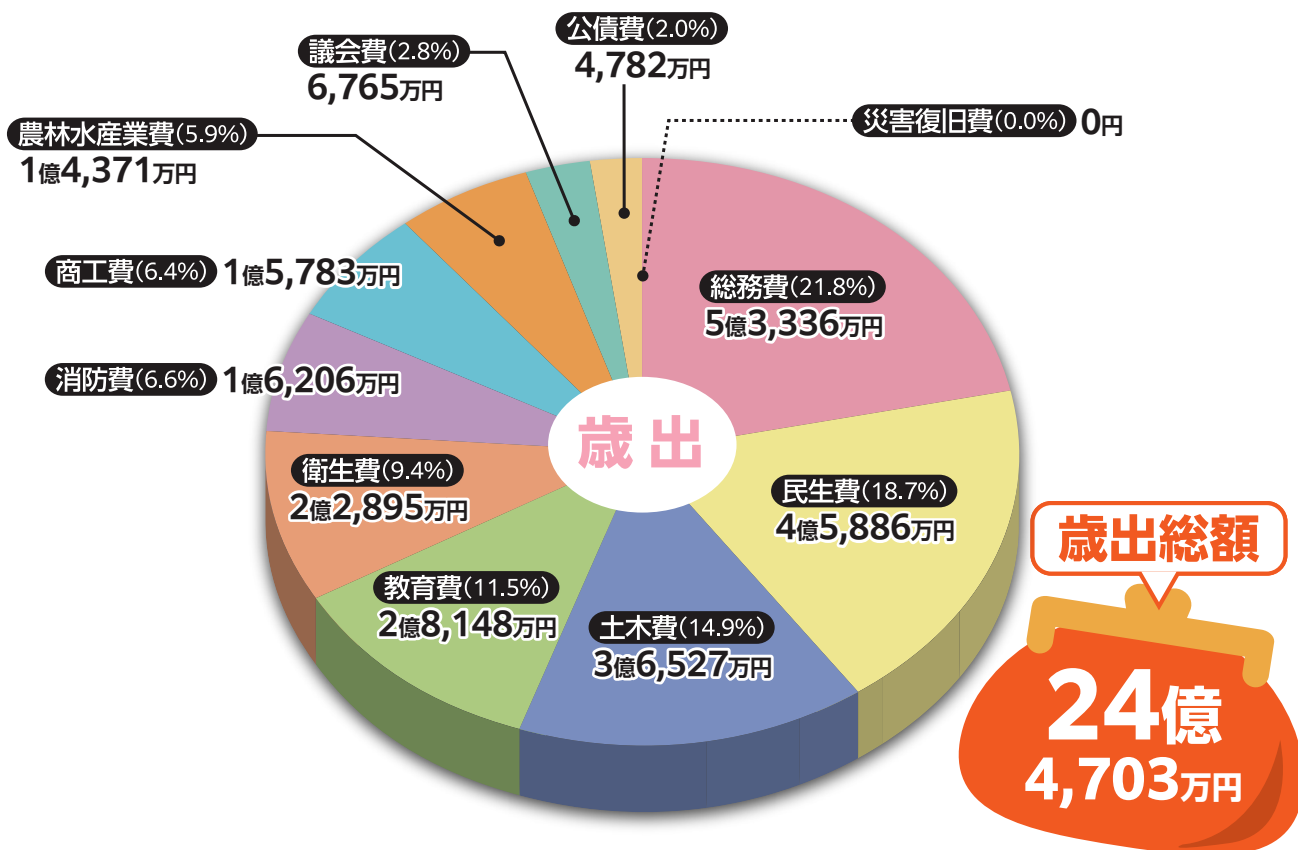
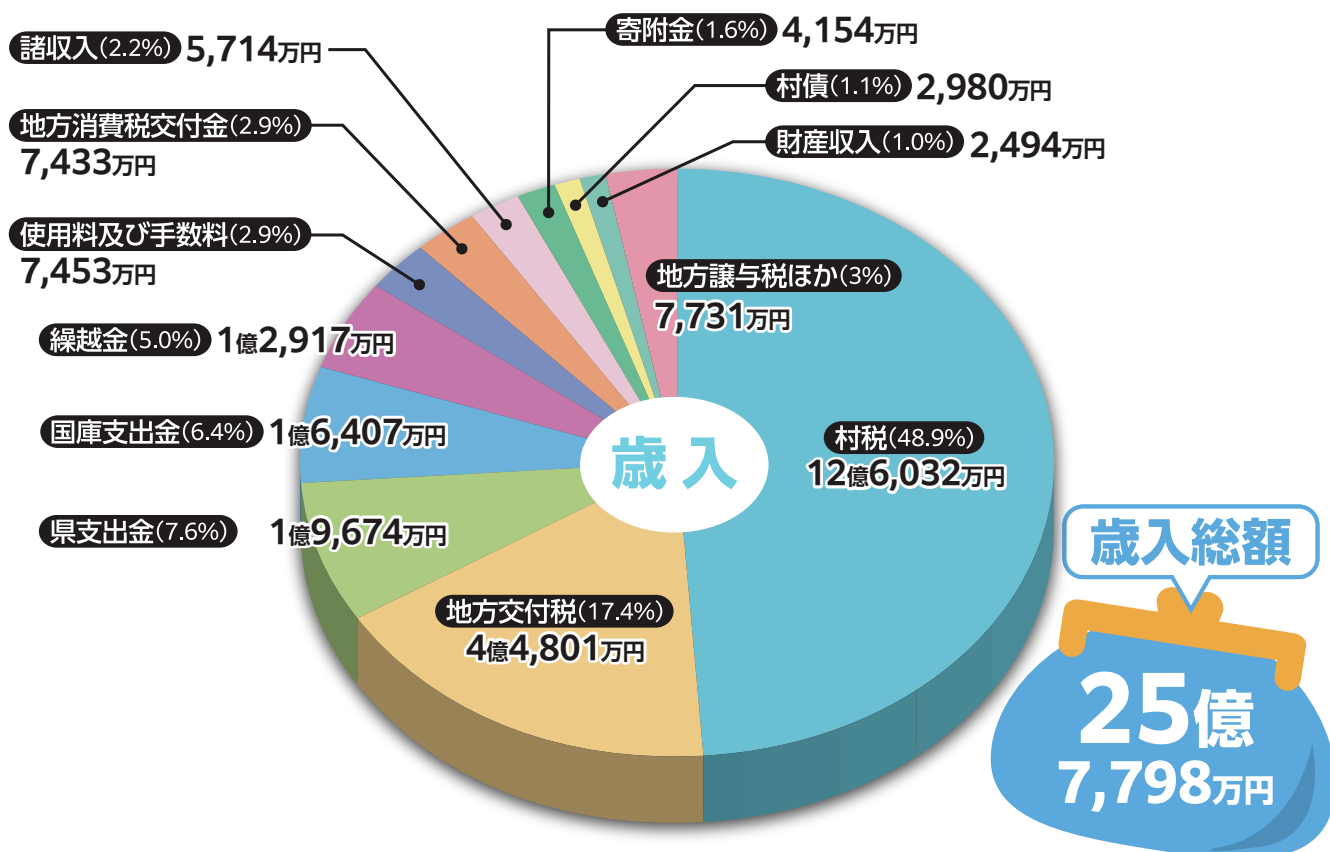
(単位:円・%)

会計区分	歳入決算額	対前年度増減率	歳出決算額	対前年度増減率	歳入歳出差引額
一般会計	2,577,989,414	△4.7	2,447,034,255	△5.0	130,955,159
特別会計	1,400,625,349	5.9	1,269,423,566	4.4	131,201,783
国民健康保険事業	364,863,125	△6.8	357,979,447	△4.6	6,883,678
簡易水道事業	188,302,282	38.4	92,891,131	1.4	95,411,151
下水道事業	416,504,880	6.4	388,015,007	10.2	28,489,873
介護保険事業	349,325,419	6.6	348,909,212	8.3	416,207
後期高齢者医療事業	81,629,643	7.0	81,628,769	8.5	874
合計	3,978,614,763	△1.2	3,716,457,821	△2.0	262,156,942

財政分析指数等年度別比較表

区分	5年度	4年度	3年度	備考	
財政力指数	単年度	0.729	0.755	0.806	1を超えるほど財政力が強いとされている。
	3年平均	0.763	0.824	0.889	
実質収支比率	3.9%	5.4%	5.9%	概ね3～5%程度が望ましいとされている。	
経常一般財源比率	99.0%	101.3%	89.9%	100%を超えるほど歳入構造に弾力性がある。	
経常収支比率	82.4%	77.5%	75.2%	80%未満が妥当とされている。	

一般会計決算の内訳



※ 1 円グラフは「万円止め」としているため、5ページ「会計別決算額の状況」の表とは数値が異なる場合があります。

※ 2 歳入歳出の差引額は、主に「繰越金」となります。

※ 3 監査委員による決算審査の「令和5年度意見書」は、ホームページをご覧ください(「清川村 令和5年度意見書」で検索)。
<https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/material/files/group/2/R05kannsa.pdf>

決算の主な質疑

問 「ふるさと応援寄附金」について、寄附金及び経費、村民が本制度を利用し村外に納めた寄附額のバランスを見て、どのように受け止めているのか伺います。

答 ふるさと応援寄附金額は3740万円で、返礼品の手数料などは1727万9564円、その差引額は、2012万436円でした。

一方、村外に寄附された件数は115件で、寄附による村民税の控除額は359万9629円でした。村全体の収入額は、1652万807円のプラスとなりました。

村は、制度全体のバランスが取れているものと考え、村の貴重な財源とすることから、一層充実できるように今後も取り組んでいきます。

問 職員の休職や自己都合による退職者などについて、その対策と効果を伺います。また、有給休暇の取得率について伺います。

答 精神的な不調や新型コロナウイルスなどの感染症を理由とした病気休暇の取得状況は延べ29件で、前年度が延べ18件です。

退職者数は6人で、全て「自己都合などによる普通退職」です。民間企業では、近年の好調な経済情勢などにより、若年層の転職に対するハードルが低い傾向にあると報道されています。

ついでには、村でも、職員として働く魅力や、やりがい向上させる取組に力を入れる必要があると考えています。

また、職員数について

は、一般行政職で過去5年を比較すると、68人から71人ではほぼ横ばいで推移しています。退職者は一定数いるため、職員採用なども行い確保に努めています。経験ある職員が退職し新職員の採用になりますので、サービス水準を維持していく上では、新規採用職員の早期育成のための研修にも力を入れて取り組んでいく必要があります。

年次休暇は、村の条例で20日を付与しています。平均取得日数実績は1年で9.4日、前年は7.9日です。若干伸びています。他にも夏季休暇として、5日の特別休暇を付与しています。

職員が休暇の取りやすい職場環境などを整え、休暇の積極的な取得を推進していきたいと考えています。

問 ふれあいセンター別所の湯の収支額及び施設運営の取組状況について伺います。

答 歳入決算額は3212万5492円で、歳出額は7608万1440円、財源不足額は4395万5948円となり、一般財源から補填しました。

また、センターの運営では、イベントの開催などで集客のほか、歳出を抑え、効率、効果的な営業を続けていますが、施設の老朽化に伴う修繕箇所も多く、大規模な空調機改修工事も行いました。今後、収支赤字の早期解消は困難であることは見込まれますが、利用環境の向上や観光客など来場者数の増加を目指し、健全化に向けた工夫や努力を続けていきます。

問 令和5年度は、第3次清川村総合計画後期基本計画の最終年度でした。期間中は、新型コロナウイルス感染症や社会経済の混迷、人口減少や都市部への一極集中など全国的な社会課題に本村も対応を余儀なくされました。

そのような中、計画の取組ではどのような成果や課題があったのか、これをどのように解決していくのか伺います。

答 令和5年度終了の第3次清川村総合計画後期基本計画では、第3次計画の将来像であった「水と緑の心の源流郷きよかわ」の実現に向けて五つの重点プロジェクトを定め、各種事業に取り組みました。一つ目が特色ある村づくりと村の魅力活用プロジェクト、二

つ目が交流人口拡大プロジェクト、三つ目が居住環境整備プロジェクト、四つ目が清川っ子を育てるプロジェクト、五つ目が高齢者の活力創出プロジェクトです。これらプロジェクトにはそれぞれKPIを設定し、計画を進行管理しました。

計画の実績を評価すると、事業者の誘導と雇用の増加、観光客の増加、子育て世帯への支援、保育ニーズへの対応、高齢者の生きがいと健康づくりや高齢者向けの福祉施設の誘致などに取り組みできました。

今後は、第4次総合計画の将来目標人口の達成に向けた施策を検討し、「水と緑あふれる心のふるさと」の実現に向けた持続可能な村づくりを進めていきます。

決算の主な質疑

問 「ふるさと応援寄附金」について、3740万円の受け入れという成果ですが、前年度決算と比較すると約1200万円の減額です。過去、順調に増額で推移してきましたが、減額はどのような要因によるものなのか伺います。

答 ふるさと応援寄附金の受入額が減額した主な要因は、推測ですが、昨年10月の制度改正に伴い、地場産品基準と経費率算定基準が厳格化され、その基準適用前の9月末までの駆け込み需要がかなり大きく影響しました。特に株式会社銀座コージーコーナーのクリスマスケーキの出荷が例年と比較して少ない件数となったことが主な要因と考えています。

問 「道の駅清川指定管理者納付金」について、前年度と比較すると129万8491円増額となっていますが、その要因について伺います。

答 「道の駅」の収入総額は、約1億9214万円です。約1710万円の増額で、支出総額は約1億8699万円となりました。

主な要因は、昨年5月の販売手数料の改定で、村内出荷者は10から13%に、村外者などは20から22%に引き上げました。これにより利益として前年度比約434%の増加になりました。

また、他の要因では、店内の再整備や外部イベントの参加、メディアなどの情報発信が来客者数の増加につながったと考えています。

問 村内で、不法投棄と思われる家電製品や産業廃棄物などを見掛けることがあります。不法投棄防止について、その対策と成果について伺います。

答 対策としては、集積所への防犯カメラや暗視カメラによって抑止効果を高め、投棄が確認された場合は警察に協力要請しています。

また、村道や県道沿いの看板の設置や定期パトロールなど、監視を強めていることを意識させて注意喚起しています。なお、年間の不法投棄の件数では、令和4年度は20件、令和5年度は16件、令和6年度は現時点では5件と微減傾向で推移しており、抑止効果が出ていると考えています。

問 コロナ禍の影響により全国的に外出自粛などの感染防止拡大対策の影響や社会的に不安な状況が続いたことで、精神障がい者が増加しているとの報道もありますが、村では急激な精神障がい者の増加や、障がいが悪化した問題があるのか伺います。

答 精神障がい者の認定数の推移ですが、特に精神障がいについては社会的要因が影響して発症するものとされています。新型コロナウイルス感染症によって生活に変化をもたらしした令和2年度以降の障がい者の推移、特に精神保健福祉手帳の村内での取得者数については令和2年度が31人、3年度が31人、4年度が29人、5年度が30人とほぼ横ばいの状況です。

問 宮ヶ瀬水の郷イベント実行委員会が運営している3つのイベントに對して、1685万円の交付金を支出しているが、コロナ禍の前年度と比較して来場者数や新たに取組んだ内容などあるのか伺います。

答 宮ヶ瀬で開催されるイベントのうち、「宮ヶ瀬桜まつり」は、4月1日から9日間の開催で来場者数は約1万7500人でした。前年度と比較して約3500人の増となりました。

内容は、コロナ禍では取組できなかったカラオケ大会やダンスイベントなどを開催しました。「宮ヶ瀬ふるさとまつり花火大会」は、今年度は7日間に開催日を分散して約3万人が来場されました。

「宮ヶ瀬クリスマスみんなのつどい」は、11月25日から31日間の開催で、約15万6000人が来場され、前年度と比較して来場者数は約1万3500人の増加となりました。

内容は、コロナ禍前の開催に戻すことを実行委員会が目標とし、開催期間も通常の1ヵ月にしたことや電飾の点灯時間も以前の午後10時30分までに戻し、各種ステージイベントも多数開催しました。

連日のようににぎわいが創出され、以前の開催との違いでは、平日の点灯時間を延長したことから来場者が週末だけにかたよることがなく、平均して来場者が訪れたことから、大きな渋滞もなく、円滑なイベント運営を行うことができました。

決算の主な質疑



ふれあいセンター別所の湯

問 「ふれあいセンター別所の湯」の収支状況について、赤字の報告があったが村に対して上下水道料金の支払いがあることから赤字額は報告額よりも減るのではないかと思います。

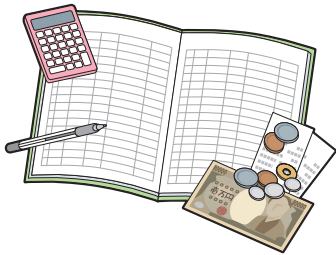
答 ふれあいセンター別所の湯に掛かる上下水道使用料は特別会計に収入するため、報告額のとおり赤字となります。

なお、赤字の主な要因は、大規模な空調機改修工事などとなります。



問 「ふるさと応援寄附金」について、各年で納税額に増減があることは理解できるが、状況はいかが伺います。

答 ふるさと応援寄附金額は3740万円で、返礼品の手数料などは1727万9564円、その差引額は、2012万436円でした。



問 不用額や基金について、村も補正予算を組み不用額を抑えるよう取り組んでいる状況は理解しているが、物価高騰で生活用品などが値上げし続けている現状、以前に実施した商品券などのようにもつと村民に還元されるような施策を検討していただきたいかが伺います。

答 村として限られた予算の中で、これをいかに有効に使っていくのか、効果を上げていくのか、職員は常に知恵を絞って各種の事務事業に対する予算を計上しています。こうした努力の結果、入札などで生まれた不用額もありますが、工夫して予算の節減に努めた事業事務の執行の中で、その結果が不用額として出ているものと考えています。

また、不用額が出たからすべてを貯めるのではなく、いざというときのために基金があります。最小の予算で最大の効果が得られるような事務事業の執行は引き続き実施することとし、職員とも力を合わせて対応していきます。

傍聴においでよ!

どなたでも本会議を傍聴することができます。

また、議会全員協議会などの会議も傍聴できるようになりました。皆さんの生活に寄与される政策は、議会などで諮られています。

傍聴するための予約は必要なく、当日に「氏名」や「住所」などを受付で書くだけの簡単な手続きだけです。さあ、傍聴に行きましょう!



一般質問

議員が 村政を問う

9月定例会では3人の議員が6項目の一般質問を行いました。

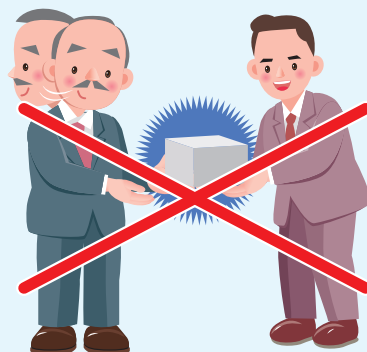
ページ	質問者	質問事項
11	藤田 義友	①冷房機購入に係る助成制度の創設について ②村道の供用開始について
12	笹原 和織	①企業との協働による村の振興策について ②生活用水の安全性について
13	小林 大介	①学校施設の跡地利用について ②粗大ごみ回収の有料化について

※一般質問とは、議員が村の行財政全般にわたって、村長をはじめとする執行機関に対して質問することです。
ここでは、質問者がまとめた原稿をもとに、その内容を掲載しています。

議員や市町村長は、公職選挙法により選挙区内で 次の行為は厳禁です！

- 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ
- お祭りへの寄付や差入れ
- お見舞い、お中元、お歳暮、お年賀
- 年賀状など時候のあいさつ状（自筆の答礼を除く）
- 本人出席以外の香典、結婚祝い など

また、住民の皆さまが議員に寄付を求めることも禁止ですので、趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。





藤田義友 議員

冷房機購入に係る助成制度の創設について

～ 村民の住みよい環境づくりを進めるために ～

藤田 近年の異常気象により、夏季は非常に暑い年が続いています。本村でも、7月及び8月の平均気温は令和元年度では25度でしたが、令和5年度では27.1度で、2.1度上昇しています。また、最高気温でも令和5年7月には38.5度を記録するなど、今後も気温の上昇は避けられない状況が見込まれます。

このようなことから、熱中症対策としても自宅への冷房機の設置は必要不可欠であると考えます。そこで、村民皆さんの健康を守るためにも、冷房機の購入や買い換えに係る助成制度の創設ができないか伺います。

村長 すでに県内でも脱炭素社会実現に向けた温室効果ガスの削減や脱炭素ライフスタイルへの行動変容につなげていくといった、いわゆる環境対策や価格高騰対策に重きを置き、省エネの一定基準を満たすエアコンや

冷蔵庫の購入及び設置費用の一部を助成している自治体や、自宅にエアコンがない、故障などにより使用可能なエアコンがない高齢者や障がい者世帯などに熱中症発症を予防するため、エアコンの購入及び設置費用の一部を助成している自治体があります。環境施策や電気料などの価格高騰対策により、実施自治体では、国の補助金を活用し

時限を定め、すでに終了しているところもあります。このように、県内の先例自治体ではさまざまな視点で取り組み、村民を熱中症から守り、安全・安心な生活環境を確保する上で、エアコンの必要性は十分に認識しているところでは、現時点では、村民の皆さまからエアコンの購入費などについてのお問い合わせや要請といった声は届いていませんが今後、住民懇談会などで村民のニーズなどを確認しながら、検討していきたいと考えています。

藤田 道の駅第1駐車場の小鮎川沿いにある村道について一部供用開始されていない道路があり、現在、通行止めとなっています。この道路沿いは、春になると多くの桜が咲く場所です。このようないことから、この村道の供用を開始することで、観光客を呼び込めると考えますが、供用を開始する考えがないか伺います。

村道の供用開始について

～ 観光客を呼び込む策として ～

村長 原下地区は、平成元年4月から平成8年3月まで県による公共残土処分場として埋め立てが行われ、その後、平成11年3月に原下土地改良区が設立され、土地改良事業として県知事の認可を受け区画整理し、その事業で道路が整備され、管理は土地改良区が行っています。

平成14年9月には、原下土地改良区が解散し、土地改良区内の道路が村に寄付され、村では管理のためこの路線を三つに分け、路線名をそれぞれ村道原下線、村道原下外周線、村道原下片原中央線とし、平成14年12月の議会定例会で、村道として認定されています。

このうち、片原地区につながる原下片原中央線は、地域を結ぶ生活道路として、新片原橋の完成に合わせて平成18年7月29日に供用を開始していますが、残り2路線の村道原下線、村道原下外周線は、当時の土地改良区

との協議により、不法投棄や防犯上の観点から当面の間は未供用としてきたところですが、その後、おおぞら保育園が建設されたことなどから、平成23年3月22日に原下外周線の一部を供用開始し、村道原下線の全線と村道原下外周線の一部が現在、未供用路線となっています。

一部供用開始されていない村道を供用開始する考えがないかとのことですが、村への移管当初から土地改良区との協議のもと、不法投棄や防犯上の観点から未供用としてきた箇所であり、また、この道路沿いの土地は現在も農地となっていることから、道路照明灯やカーブミラー、防犯灯などの安全施設などが未設置となっています。しかし、周辺には道の駅やキャンプ場などの施設もありますので今後、関係地権者などとも協議し、供用に向け検討していきたいと考えています。

藤田 道の駅第1駐車場の小鮎川沿いにある村道について一部供用開始されていない道路があり、現在、通行止めとなっています。この道路沿いは、春になると多くの桜が咲く場所です。このようないことから、この村道の供用を開始することで、観光客を呼び込めると考えますが、供用を開始する考えがないか伺います。



笹原和織 議員

企業との協働による村の振興策について ～ 国の制度の活用を図り、将来へ繋げていく～

笹原 昨年3月議会定例会で「地域活性化起業人制度」の活用予定と「企業版ふるさと納税制度」の導入開始などの合意を得ていますが、導入後から半年が経とうとする「地域活性化起業人」について、導入後の成果と今後の活用方針を伺います。

村長 本村では、この4月から株式会社ABCクッキングから栄養士1人が派遣され、村民の健康増進と食育の推進を目的として活動を始めています。

今年度は、そのための基盤作りと位置付け、各種イベントに参加したり関係団体とのつながりを深めたりしているところです。今後、その活動を深めると同時に、現在策定中の「健康増進計画・食育推進計画」にも、その活動が生かされることを期待しています。

また、7月からはエスティーフアーム・コンサ

ルティング株式会社から1人が派遣され、企業の誘致や企業版ふるさと納税制度の導入に向けた準備を進めているところです。

笹原 本制度の活用のためには、当然のことながら企業から見て、「投資に見合う魅力のある村」でなければなりません。企業版ふるさと納税には、「企業派遣型」及び「企業寄付金型」の2種類がありますが、村としてこれをどのように活用していくのか伺います。

村づくり観光課長 企業版ふるさと納税の活用のためには、「まち・ひと・しごと総合戦略」及び「地域再生計画」の策定が前提であり、当面の間は地域活性化起業人制度を活用して、魅力の創出及び見直し、企業ニーズの把握に努めながら、先の計画などに生かしていくことを検討しています。



水道水質基準検査を定期的を実施

生活水の安全性について ～ 村の飲用水は安全～

笹原 全国的にも危険性について注目され、特に基地周辺での危険性が危惧されるようになってくる有機フッ素化合物PFASによる生活用水、特に飲用水の安全性に関し、本村での安全確認について伺います。

村長 現在の水道の水質管理に関する法律は「水道法」によって規制管理されて、51項目の検査項目があります。村の飲用水は、どれも基準値を大きく下回っており安全であると言えます。

有機フッ素化合物PFASは、危険物質であるPFOsとPFOAを総称したもので、国では、それぞれ平成22年、令和3年に第1種特定化学物質として製造及び輸入、使用が禁止されましたが、いまだに水道法上の基準項目に追加されていないため、村では検査していません。

しかし、神奈川県が令和6年に実施した主な水



村の飲用水の検査は基準値以下

源地への調査では村の水源地が含まれており、いずれも検出下限値を下回り、安全であることが確認されています。

笹原 予備水源である辺室沢水源の安全性について伺います。

環境上下水道課長 水質法に基づく水質検査項目は51項目であり、PFAS及びPFOAは現在のところ含まれていないため検査していません。

しかし、不測の事態にはこの水源を利用するため、法令改正などを注視しながら必要に応じた措置を講じていきます。



小林大介 議員

学校施設の跡地利用について

～ 地域の意見を伺う段階には至っていない ～

小林

①宮ヶ瀬小学校を休校から廃校へ移行する計画や条件は。

②宮ヶ瀬中学校の生徒数が0人になった場合の扱いは。

③宮ヶ瀬小・中学校の跡地利用の計画作成または検討開始の条件は。

教育長

①宮ヶ瀬小学校を廃校へ移行する計画や条件などは決めていませんが、幼小中一貫校の計画の進捗状況などに合わせて検討していきます。

②宮ヶ瀬中学校の新生や在校生が0人になった場合には、休校になるものと考えています。

③宮ヶ瀬小・中学校の跡地利用は、地域の皆さんの意見や、児童や生徒、保護者の皆さんの気持ちに十分に配慮すると共に、災害時の指定避難所に位置付けられていることから、防災担当の課などと共に協議し、役場全体で検討していきたいと考えて

ていますが、現在、地域の意見を伺う段階には至っていません。

小林 学校施設は今後も避難所として活用することですが、教職員がいなくなった後の施設の維持管理はどのように行うのでしょうか。役場職員が担うとなると大きな負担になってしまうのではないのでしょうか。

学校教育課長 休校の場合は、教育委員会で行うこととなります。

小林 現在、学校教育課が一貫校の計画を担当していますが、これ一つでもかなり大きな負担が掛かっています。さらに跡地利用もとなると、数年単位で後回しになることが見込まれますが、推進体制についてはいかがでしょうか。

学校教育課長 跡地利用の担当課などは、現時点では決まっています。



粗大ごみ回収の有料化を検討

粗大ごみ回収の有料化について

～ 村民の皆さんにもしっかりと
情報提供していく ～

小林 現在、村が検討している粗大ごみ回収の有料化のメリット、デメリットについて伺います。

村長 粗大ごみ回収有料化のメリットとして、ごみ抑制の動機付け、譲渡やインターネット販売などの活用促進、物を大切にすることを醸成、資源循環型の村づくり、SDGsへの寄与、厚木市及び愛川町と一体となった減量化並びに資源化に着手できること、ごみ量割合で決定される厚木愛甲環境施設組合の負担金の縮小が期待されます。デメリットとして、ごみ集積所や人目に付かない村道、県道沿いなどへの不法投棄、村民が混乱することなく、高齢者や障がいのある方も安心して排出できるシステムの構築が必要となります。

小林 住民の生活に係るため、具体的な運用方法案などしっかりと住民の皆さんに対して説

明し、意見を聞きながら進めるべきと考えますが、村の考えによると期限が差し迫っています。

村長 令和7年度に稼働される新ごみ処理施設の本稼働頃までには有料化を実施したいと考えていますので、村民の皆さんにもしっかりと情報を提供していきます。

小林 担当課は環境基本計画など大きな仕事を抱えながらの並行作業になります。限られた人員の中で非常に負担が掛かるのではと心配しています。

環境上下水道課長 清川村環境基本計画の成案までには、粗大ごみの有料化までのスケジュールが重なってくる部分もありますが、そこは効率的に両立できるようにスケジュールを組むと共に、環境上下水道課の職員を中心に全庁的に取り組んでいきたいと考えています。



細野賢一 議員



藤田義友 副議長

山本雅彦議員の副議長職及び厚木愛甲環境施設組合議会議員の辞職に伴い、9月18日開催の9月定例会で副議長の選挙が執り行われ藤田義友議員が副議長に当選したほか、厚木愛甲環境施設組合議会議員に細野賢一議員が当選しました。

また、山本雅彦議員の委員辞任に伴い企画振興常任委員が所属変更され、藤田義友議員に委員が決定しました。

副議長等の当選及び常任委員の所属変更の決定について

議会や議会だよりに対する皆さまの声をお聞かせください。

議会では、開かれた議会づくりに取り組んでいます。また、議会だよりでは、より一層分かりやすく親しみやすい紙面づくりを目指していきます。

皆さまのご感想やご意見・ご要望など、お気軽にお寄せください。

【あて先】〒243-0195

愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地 清川村議会事務局

【FAX】046-288-1767

【メール】kiyokawagikai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

または、お近くの村議会議員までお願いします。



議会会議録がホームページからご覧になれます。

- 会議録検索システムでは、平成19年3月からの本会議の会議録が閲覧・検索できます。
- 本会議の日程や議案審議、一般質問の質疑応答などがご覧いただけます。

清川村トップページ



清川村議会



会議録

からお入りください。

清川村HPアドレス <https://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp> または、 [清川村議会会議録検索システム](#)

次の定例会の予定日は 12月5日(予定)から 皆さんの傍聴をお待ちしています。

編集室から

9月定例会では、昨年度の決算を認定しました。一般会計は約25億円、上下水道や介護保険などの特別会計も合わせた総予算は約40億円でした。

村が出している財政計画を基に清川村の財政を少し振り返ってみると、この10年で村税(住民税や固定資産税、宮ヶ瀬ダムへの交付金など)の収入は年間約15億円から13億円へと減少している一方で、国から配分される地方交付税は年間約0.5億円だったものが、現在は4億円に増加しています。また、村の貯金と言える基金の残高は合計で約30億円あったものが、くらし応援館やプレミアム中根などの建設で一時的に減少し、現在はやや増えて約27.5億円となっています。

自治体財政も年々変化しており、限られた財源をどのように使うのかは重要なテーマです。億単位と金額が大きくイメージを持ちづらいですが、家庭や勤め先の会計などと置き換えながら見てもらえたらと思います。(小林)

発行/清川村議会
編集/広報広聴委員会
委員長 小林大介
副委員長 城所英樹
委員 細野賢一
委員 細野洋一
委員 山本雅彦
〒243-0195 神奈川県愛甲郡
清川村煤ヶ谷2216番地
TEL.046(288)1576
FAX.046(288)1767
【E-mail】kiyokawagikai@town.kiyokawa.kanagawa.jp

この広報紙は再生紙を使用しています。